



師走を迎え、来年の計画を立てられている頃と思います。先日、農業指導者の神谷成章氏の農業技術に関する本を読みました。そこには、化成肥料や農薬・除草剤を使わず、野菜がすくすくと育ち天下一品の味となるノウハウが詰まっていた。これからの農業は若者が牽引していくことになりませんが、この手法を活用すると楽しい農業が広がるのではないのでしょうか。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇法人に係る住民税利子割の廃止
—平成28年1月1日より預金・公社債の
利子の源泉徴収が変わります—
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(44)
「法人の税務調査件数」
- ◇お知らせ
年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
下町ロケット

法人に係る住民税利子割の廃止

—平成28年1月1日より預金・公社債の利子の源泉徴収が変わります—

平成25年度税制改正により、平成28年1月より法人に係る利子割（※預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。

平成28年1月1日以降に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、**利子等の支払を受ける法人**（法人には「権利能力なき社団・財団」を含みます）が**除外され、住民税（5%）の課税が廃止されることとなります**。なお、個人のお客様については変更ございません。

(1) 現行の仕組み

現行の仕組みでは、会社が受取る ①預貯金の利子、②公社債の利子、③株式の配当金などから、「所得税と復興特別所得税（所得税等）」と「道府県民税利子割」が源泉徴収されています。源泉徴収税率は、次の通りです。

区分	所得税等	利子割
1. 預貯金の利子	15.315%	5.0%
2. 公社債の利子	15.315%	5.0%
3. 上場株式の配当金	15.315%	—
4. 非上場株式の配当金	20.42%	—

(2) 利子割の廃止

上表の1. と2. の利子割の取扱いが改正されます。

会社が受取る、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子からは、利子割は課税されなくなります。したがって、利子割は源泉徴収されず、所得税等のみ源泉徴収されます。

(次頁へつづく)

(3) 徴収税額計算の基本事項

平成 28 年 1 月 1 日を利子計算期間がまたぐ場合でも、分かち計算はいたしません。

(4) 法人税割からの利子割控除の廃止

現行の取扱いでは、源泉徴収された利子割は、法人の確定申告で納付することとなる道府県民税から控除し、控除しきれない部分は還付されます。

前頁 2. の利子割の廃止に伴い、道府県民税からの控除や還付の取扱いもなくなります。

金融所得課税の一体化

個人を対象とした公社債等の課税が改正されます。

平成 28 年 1 月から公社債・公社債投資信託の課税方式が変わります

(1) 公社債・公社債投資信託（以下「公社債等」といいます。）から生じる利益（利金・収益分配金だけでなく、売買益・償還益も）が一律課税対象になります。（20.315%（注 1）の申告分離課税）

(2) 公社債等が特定口座の対象になります。

※経過措置として、平成 28 年 1 月 1 日に保有している公社債等を、特定口座に受入れることができます。

特定口座に組入れる際に別途手続きが必要な場合、また手続き口座に組入れることができない場合があります。

(3) 公社債等が損益通算の対象になります。

公社債等の利金や分配金、売買や償還に係る損益が、特定口座（源泉徴収する）を選択されることにより上場株式等の売買損益や配当金等と損益通算できるようになります。（注 2.3）

(4) 損益通算の結果、損失額を確定申告することで 3 年間繰越すことができます。

■ 公社債及び公社債投資信託

平成 28 年 1 月

利金・収益分配金(注 3)

20.315%(注 1) (源泉分離課税)

上場株式等との通算不可

売買損益

非課税

上場株式等との通算不可

償還損益

累進税率 (総合課税)

上場株式等との通算不可

20.315%

(申告分離課税)

上場株式等との損益通算可

(注 1)~ (注 3)

(注 1) 所得税、復興特別所得税、住民税が課税されます。（源泉徴収された所得税の金額に対して、復興特別所得税 2.1%が所得税に上乗せされます。）

◎所得税、復興税 15.315% ◎住民税 5%

(注 2) 公社債の売買損や償還損（デフォルトによる損失を含みます。）が考慮されます。

(注 3) MRF・MMF 等の普通分配金も含みます。

特定口座で管理する銘柄が公社債等まで拡大されることにより、さらに利便性が向上されました。

(次頁へつづく)

株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

平成 28 年 1 月 1 日より適用されます

来年から株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とし、「上場株式等」と「一般株式等」に改組されます。なお、「特定公社債等」は「上場株式等」に、「一般公社債等」は「一般株式等」に含まれることとなります。

改正前		改正後		
所得区分	内訳	所得区分	内訳	
株式等に係る譲渡所得等	上場株式等の譲渡損益	上場株式等	上場株式等の譲渡損益	特定公社債等の譲渡損益
	非上場株式等の譲渡損益			
公社債	売却益	一般株式等	非上場株式等の譲渡損益	一般公社債等の譲渡損益
	償還差益			

※ 損益相殺不可

(1) 適用時期

平成 28 年 1 月 1 日より適用されます。

(2) 留意事項

株式等の譲渡等をした場合、上場株式等と非上場株式等の損益相殺ができなくなります。従って、平成 28 年から未上場会社のオーナーが保有する自社株（未上場株式）と上場株式等の売却損の損益相殺は不可となるため、事業承継対策上注意が必要です。

証券投資で年内にやっておくべきこと

今年も残すところ 1 ヶ月となりましたが、年内にやっておくべきことを確認しておきましょう。

(1) 外貨MMFや外国債券の売却益は年内なら非課税

債権や公社債投資信託の売却益は年内なら非課税です。特に影響が大きいのが外貨建て商品です。例えば 1 米ドル 80 円の時に購入した米ドル建ての外貨MMFや外国債券は、今、1 米ドル 120 円ですから、約 1.5 倍になっています。

年内に売却すれば為替差益を含め非課税です。来年からは 20.315%の申告分離課税になります。

(2) 投資は税引後の手取りで比較

外貨建て商品の売却等で為替差益が出た場合、実は、商品によって税金が変わります。

- ①外貨預金の為替差益 →総合課税、最高 55.945%
- ②為替FXの差金決済差益 →申告分離課税、20.315%
- ③外貨MMFの為替差益 →年内非課税、来年から申告分離課税、20.315%

(3) 自社株の売却益と上場株の売却損、相殺出来るのは年内まで！

相続対策で、持株会社を作って、非上場の自社株をそこに売却する。これは、ポピュラーな対策で効果的なのですが、オーナーの自社株売却益に 20.315%の税金がかかります。この税金を減らすために、上場株の含み損があるオーナーは、損切りして自社株の売却益と相殺しています。

以上が改正点で、相殺できるのは年内迄となりますので、ぜひ一度ご確認いただければと思います。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 44. 「法人の税務調査件数」

今回は、中国五県の税務調査の実績について説明したいと思います。

中国五県の法人動向

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで（平成 26 事務年度）に、法人税申告書を提出した中国五県の法人数は、**146,652 件**（前年対比 100.3%）で、その内の **30.5%** が黒字申告となっています。これは前年度に比べ **1.9 ポイント** 増加し、**5 年連続** の上昇となりました。

中国五県の法人税等の調査結果

平成 26 事務年度における 146,652 件の申告に対し、調査必要度が高い法人 4,546 件（前年対比 97.0%）について実地調査が行われ、3,355 件（同 98.5%）で、法人税の非違が発見されました。これは調査対象会社の **73.8%** で非違が発見されていることとなります。申告漏れ所得金額は、**296 億 2,600 万円**（同 121.9%）に上り、追徴税額は **62 億 4,400 万円**（同 115.4%）となっています。調査 1 件当たりの申告漏れ所得は **1,374 千円**（同 119.0%）となっています。

中国五県の大口、悪質事案等

平成 26 事務年度の調査において、法人税の不正発見割合の高い業種は、「廃棄物処理(31.5%)」、「土木工事 (28.4%)」、「その他の対個人サービス (27.0%)」の順となり、不正申告 1 件当たりの不正所得金額が大きな業種は、「建売、土地売買 (46,815 千円)」、「その他の対個人サービス (18,452 千円)」、「建築工業 (17,974 千円)」の順となりました。



参考文献： ■ 広島国税局 ■ 辻・本郷税理士法人 資産税ニュース

年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を下記の通りとさせていただきます。ご了承の程、よろしくお願い致します。

休業期間：12月29日(火)～1月4日(月)

尚、5日(火)より、平常通り業務を行います。



あとがき

和田です。現在TBSで放送中の「下町ロケット」を毎週楽しみに見えています。8月号のあとがきにも書きましたが、この作品はすでに読んだことがあるので、ストーリーは把握していたのですが、ドラマの展開が異様に早く、僕が知っている話は5話で完結してしまいました。おかしいなと思い調べてみると、なんと「下町ロケット2」が11月5日に発売されたことを知りました。続編があったことは大変うれしかったのですが、文庫版はまだみたいです。ですのでまずはドラマの方を楽しみたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

